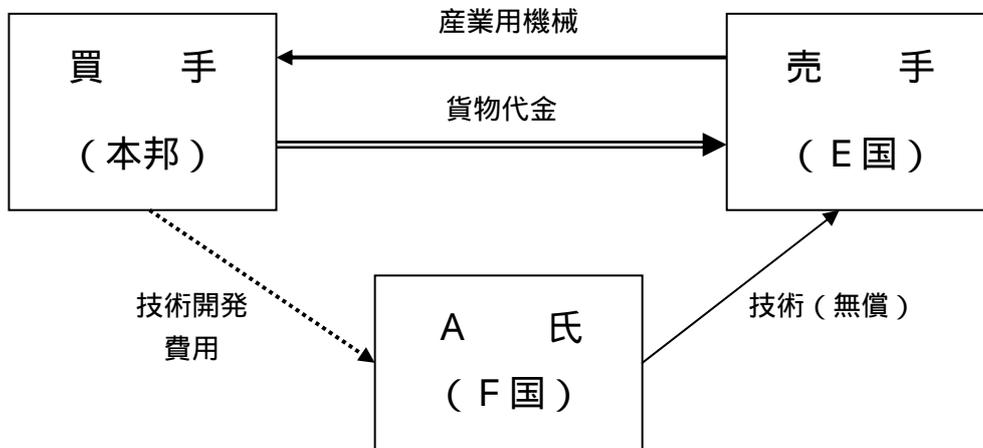


16. 輸入貨物の製造に使用するため無償提供した技術の開発費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から産業用機械を購入（輸入）します。

その輸入貨物は、当社の依頼に基づきA氏によりF国において開発された技術を使売手を使用して製造するものです。今般、当社は、その技術の開発に要した費用をA氏に支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA氏に支払った技術の開発に要した費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した技術は、「輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの」に該当し、その技術に要する費用の額を現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの」が買手により無償で提供された場合は、その技術等に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に無償で提供した技術は、A氏によりF国で開発され、売手が製造に使用したものであることから、輸入貨物の生産のために必要とされたものであって本邦以外において開発されたものと認められます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号二

関税定率法施行令第1条の5第3項

関税定率法基本通達4-12(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)